

令和2年度第1回神奈川県食の安全・安心審議会(書面開催)の意見等について

議題「神奈川県食の安全・安心の確保推進条例」の一部改正について

| 委員 | 所属・役職等 | 意見等 | 回答 |
|--------------|------------------------|--|---|
| 岡部 とし子 会長 | 相模女子大学大学院 栄養科学研究科教授 | <p>食品衛生法が改正され、それに伴って都道府県も対応されているということで、ご提案のような対応になることを承知いたしました。</p> <p>自主回収報告制度では消費期限・賞味期限の超過事例が対象外になるとのことですが、これによって健康被害につながるような事例が多発することは想定されませんし、輸入業者を対象外とすることについても、食品のすべての段階でのHACCP導入を目指していることもあり、今後、新たに健康被害を生じる可能性はほとんどないと考えられました。</p> <p>資料2につきましても、特に意見等はありません。</p> | <p>事業者から食品等の自主回収相談があった場合、これまで条例で届出対象としていた事例で食品衛生法、食品表示法が定める届出対象とならない場合であっても、消費者安全の観点から、健康被害が生じる恐れが高い場合など、必要に応じて任意の届出として受理することが適当であることから、自主回収の適切な届出について検討してまいります。</p> <p>輸入事業者に対する指導は、検疫所等からの通報等に速やかに対応してまいります。食品表示についても随時相談対応を行ってまいります。また、輸入事業者への情報提供はホームページへの掲載等を通じて今後行なってまいります。</p> |
| 岡部 伸康 委員 | 神奈川新聞社 統合編集局長 | <p>(1) 食品等の自主回収の報告制度 消費者目線を最優先すると、国のホームページで一元的に公表されることにより、より早く、より広く情報を得られるようになる。そうすると、条例に規定する食品等の自主回収報告制度の廃止はやむなしと思われる。届出を行う事業者や対象とする食品が二法と条例で異なる点があるということだが、県民にとって不利益になることがないようにしていただきたい。</p> <p>(2) 食品等輸入事務所等の届出制度 改正食品衛生法で食品の輸入時の規制を強化し、「食品又は添加物の輸入をする営業」を公衆衛生に与える影響が少ない営業として規定するのであれば、条例で届出の義務付けを続ける必要はないだろう。ただ、これまで条例に基づき、県内の食品等輸入に関わる事業者の把握や、その事業者になされていた県からの情報提供などがなくなるのであれば不安も感じる。</p> <p>所要の規定の整備は、特に意見はない。</p> | <p>事業者から食品等の自主回収相談があった場合、これまで条例で届出対象としていた事例で食品衛生法、食品表示法が定める届出対象とならない場合であっても、消費者安全の観点から、健康被害が生じる恐れが高い場合など、必要に応じて任意の届出として受理することが適当であることから、自主</p> |
| 阿部 美由紀 委員 | 公募委員 | <p>資料1の2ページに記載の表で、新法対象外の期限切れ食品販売、無許可製造が6年で5件、発生しているとあります。条例の制度を廃止後も「任意の届出」を事業者には指導されるとのことですが、任意になることで届出がされるのか、消費者としては不安になります。期限切れも無許可製造も気になる情報ですので、任意になるとはいえ、指導を徹底していただきたいと思います。</p> | <p>事業者から食品等の自主回収相談があった場合、これまで条例で届出対象としていた事例で食品衛生法、食品表示法が定める届出対象とならない場合であっても、消費者安全の観点から、健康被害が生じる恐れが高い場合など、必要に応じて任意の届出として受理することが適当であることから、自主</p> |

| | | | |
|---------------------|--|--|--|
| <p>鶴飼 俊行 委員</p> | <p>神奈川県漁業協 同組合連合会専 務</p> | <p>食品等の自主回収の報告制度がこれまでどおり担保されるのであれば、問題ないと思います。なお、安全、安心の観点から、県独自の指導についても継続的にお願いします。</p> | <p>回収の適切な届出について検討してまいります。</p> |
| <p>柿本 章子 委員</p> | <p>神奈川県消費者 団体連絡会幹事</p> | <p>「神奈川県食の安全・安心の確保推進条例」において、報告対象としていた「消費期限」・「賞味期限を超過している場合」について、食品衛生法・食品表示法では、報告対象外となっています。 食品による健康への悪影響を未然に防止するためなど、安全性の観点から、ぜひ、「任意の届出」を事業者に指導することを継続していただくことを希望いたします。</p> | |
| <p>木村 凡 副会長</p> | <p>国立大学法人東 京海洋大学学術 研究院食品生産 科学部門 教授</p> | <p>国の法律の設置により条例と一元化するという本案は、運用にあたっての混乱を避ける意味でもそうされるべきであると考えます。したがって今般の条例改正には賛成です。 説明資料（資料 1）で不明瞭な点をお尋ねします。 （1）食品等の自主回収の報告制度 条例を廃止し、国の法律と一元化することにより、条例で報告を求めていた事項（例、消費期限・賞味期限を超過している場合など）が報告対象外になるとしています。その理由として、条例と二法の並列運用が混乱を招くという理由だけが述べられています。しかし、従前、条例において報告を求めていた事項（例、消費期限・賞味期限を超過している場合など）に関しては、条例を設置した時点でその必要性があったから求めていたはずで、今般、それを廃止するためには、上記の理由だけではやや不足である印象を受けます。個別具体的にこれらの事案を廃止する合理的な理由を記載すべきではないかと考えます。なお、 （2）食品等輸入事務所等の届出制度においては、条例での届出義務対象の廃止について、国での議論を詳細に紹介されており、こちらの方は説明がすっきりしていると思います。 資料の内容についての質問ですが、（1）食品等の自主回収の報告制度について、廃止した後の対応として、p2 ウで、条例の廃止を行った後でも、安全性の観点から任意の届出を事業者に行うように指導することで報告事例の対応が可能であるとしています。具体的な運用としてどのようなイメージがあるのかご説明いただくとありがたいです。</p> | <p>「資料 1」の不明瞭な点ですが、例で挙げた「消費期限の経過した商品」の自主回収を行う場合、条例では県民全てが飲食する可能性が否定できないとして、報告を求める運用をしていましたが、国は自主回収の届出に関し、届出しない者に対する罰則を設けていること等から、食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合を規定して届出対象から外しました。事業者から食品等の自主回収相談があった場合、これまで条例で届出対象としていた事例で食品衛生法、食品表示法が定める届出対象とならない場合であっても、消費者安全の観点から、健康被害が生じる恐れが高い場合など、必要に応じて任意の届出として受理することが適当であることから、自主回収の適切な届出について検討してまいります。 法第 3 条第 1 項で食品等事業者は販売食品等について安全性を確保するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととしており、法第 50 条の 2 で規定する公衆衛生上必要な措置として法施行規則別表第 17 では営業者に、製品に関する健康被害等の情報を得た場合は、当該情報を知事等に提供するよう努めることとしていることから、情報提供があった際、必要に応じて自主</p> |

| | | | |
|-------------|---|--|---|
| 水谷 信一 委員 | 公募委員 | <p>(質疑) (資料1) 表現が気になる箇所 p2 (1) ウ「任意の届出」を行うよう指導とは何をするのか。</p> <p>p3 (2) ウ検疫所での輸入食品検査により食の安全は十分担保できており～～届出制度廃止等の視点を替えた表現では (意見) 改正食品衛生法施行に合わせ、条例の整合性を検討したものであり、速やかに条例を改定する必要があると認識いたしました。</p> | <p>回収等の指導につなげられるよう、対応してまいります。</p> <p>検討結果へのご意見については、輸入食品全体の安全性は国が法の規制により十分確保していると考えております。</p> |
| 吉田 啓子 委員 | 鎌倉女子大学 家政学部長、教授 | <p>食品衛生法、食品表示法に合わせて、第14条、第15条を削除することは、混乱を避ける意味から賛成です。</p> <p>質問及び意見としては、 食品等の輸入業において、営業届出の対象外となった理由として、「過去に大規模または重大な食中毒事故の事例が見られないことを挙げ、営業届出の対象から除くことが適当とした。」とされています。この一文だけみると、輸入食品全体に不安を持っている一般に消費者は、さらに不安になると思われます。特に、輸入される食品の形態は複雑となっており、現状が今後も維持されていくのか、法の網をかいくぐる事例が出ないかなど、疑問に思う方も出てくると思われます。県だけの問題でもありませんが、「参考資料3」以外に、消費者に分かるような二法の変更にとまなう、条例改正のわかりやすい解説、実例(イラストなどを入れた)を基にした説明など、県としてホームページ上に掲載される予定はありますか。</p> | <p>輸入食品全体の安全性は、国が法の規制により十分確保していると考えますが、条例から第15条を削除後も、県は輸入食品の検査や、輸入食品を取り扱う施設の監視指導を行い、安全性確保に向けた取組みを進めます。また、条例改正のわかりやすい解説等は改正後にホームページに掲載していきたいと思っておりますので、作成の際、またご意見等をお願いいたします。</p> |
| 上野 伸子 委員 | 国立研究開発法人 科学技術振興機構 研究開発戦略センター 企画運営室フェロー | <p>改正については、意見、質問はございません。改正後、関係者に分かりやすくお伝えいただければと存じます。</p> | <p>改正内容について、事業者に対する通知等のほか、ホームページに分かりやすい解説を掲載するなど、事業者や県民への周知を図ってまいります。</p> |
| 長野 博子 委員 | 公募委員 | <p>食品の自主回収の情報をより早く正確に私たち県民が確認できるシステムが稼働することを知りました。</p> <p>このシステムをより多くの人を知り、検索できるような宣伝があるといいと思いました。</p> <p>今回、このように資料を読んで考えてみましたが、内容が難しく直接お話を聞けずとても残念でした。次回は皆様のお話を直接伺い、学べることを楽しみにしています。</p> | |
| 川口 浩太 委員 | (公社)神奈川県 食品衛生協会 | <p>特に意見はありません。</p> | |

| | | | |
|-------------|---|--|--|
| | 副会長 | | |
| 川田 剛裕 委員 | (公社)神奈川県 医師会理事 | 意見等ありません | |
| 倉迫 豊 委員 | (一社)神奈川県 畜産会 常務理事 | 意見等ありません | |
| 小嶋 昇一 委員 | イオンリテール (株)南関東カン パニー人事総務 部 お客さまサービ スグループ マネージャー | 神奈川県食の安全・安心の確保推進条例 の一部改正案に異存ございません。 | |
| 四條 信仁 委員 | 神奈川県農業協 同組合中央会常 務理事 | 意見等ありません | |
| 矢野 裕美 委員 | 特定非営利活動 法人神奈川県消 費者の会連絡会 理事 | この改正により、食の安全・安心の確保 を推進するという条例の主旨が損なわれ るわけではありませんので、異論はありま せん。 | |

※意見等の内容別に順不同